

土地改良事業の採択基準及び補助率

事業名	採択基準	区分	補助率(上限%)	備考
1 かんがい排水事業	農業用の用排水施設の新設、管理、廃止又は変更の事業。 単市は、小規模な用排水施設の修繕・改廃及び浚渫の事業であって事業費が10万円以上のもの。	単 県	一般地区 事業費の25 (県補助金を差引いた額) 中山間地区 事業費の35 [事業費の25] (県補助金を差引いた額)	()内は、排水路で集水面積の内、住宅地面積の比が10%以上又は、農地以外の面積が50%以上のもの。 修繕は緊急修繕工事も含む。 []内は、山村振興営農環境整備事業。
		単 市	一般地区 事業費の70 (事業費の額) 中山間地区 事業費の80 (事業費の額)	
2 経営体育成基盤整備事業	ほ場整備型 農地につき行う区画整理事業。	県 営	分担金の11/22.5	
3 農道整備事業	農道の新設、改良等の事業。 農道の舗装・修繕等の事業。 県営及び団体営で建設された農道の特殊改良事業。 単市は、事業費が10万円以上のもの。	単 県	一般地区 県補助金を差引いた額 中山間地区 県補助金を差引いた額	一般地区で幅員4m未満、中山間地区で幅員3m未満の農道で、公共用地及び土地改良区所有地の場合は10%、前記以外の用地の場合は20%の地元負担とする。 ただし、山村振興営農環境整備に係るものは、幅員3m未満の農道で、公共用地及び土地改良区所有地の場合は1/15、前記以外の用地の場合は2/15の地元負担とする。 舗装復旧は幅員に関係なく地元負担無しとする。
		単 市	一般地区 事業費の額 中山間地区 事業費の額	
4 農業用施設安全対策事業	農業用施設に対する事故防止施設の新設、管理又は変更の事業のうち公共性及び緊急性が強いもの。単市は、事業費が10万円以上のもの。	単 県	事業費の35 (県補助金を差引いた額)	()内は、公共施設に隣接する場合。
		単 市	事業費の80 (事業費の額)	
5 機械揚水事業	機械揚水施設の新設、管理、廃止又は変更の事業。単市は10万円以上のもの。	単 県	事業費の7.5	機械揚水施設は固定施設に限る。
		単 市	事業費の80	
6 農村総合整備事業	農村集落生活環境事業で、農業振興地域内の日常生活及び農業生産の各般にわたり農業近代化と一体的に生活環境施設を整備することを相当とする事業。	単 県	県補助金を差引いた額	
7 緊急農地防災事業	排水施設整備事業は、農地、農業用施設等のたん水被害等を未然に防止するため、緊急に整備を要する排水機及び排水路等の新設又は改修。	単 県	県補助金を差引いた額	
8 土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱に基づく事業であって、施設の整備補修に係るもの。	団体営	分担金の50 (分担金の額) [分担金の75]	()内は、豊田市の所有施設の場合。 []内は、中山間地区における浚渫とする。
9 節水対策関連水路整備事業	農業用水の節水対策のために農業用水路を管水路化すると共に、末端給水栓等新設、改良する事業であって水系の利水者間で節水時の節水率等のルールが定められ他の利水以上に節水を行う農業用水地域のもの。	単 県	事業費の25	

土地改良事業の採択基準及び補助率

事業名	採 択 基 準	区 分	補助率(上限%)	備 考
10 調査設計事業	県営土地改良事業の計画調査。	単 県	県補助金を差し引いた額	
	国・県補助対象事業関連の調査設計。	単 市	事業費の90 (事業費の額)	()内は、補助対象事業の調査設計の内、緊急性の高い防災関連や公共的な機能を持つ施設の場合。
11 用水機維持管理事業	農業用の用水機場で、ポンプロ径50mm以上の用水機により一定地域のかんがいを行う事業、又は、農業用施設管理上必要な用水機であって、つぎの各号に掲げる経費。(他事業で補助対象となっているものを除く。) <ol style="list-style-type: none"> 1 用水機の運転に要する光熱水費。 2 電気事業法(昭和39年法律第170号)の定めるところによる電気主任技術者に要する経費。 	単 県	事業費の30	
12 農地干害緊急対策事業	用水確保のための恒久施設工事。 用水確保のための機械購入借入。	単 県	事業費の27.5	
	揚水機の運転。		事業費の30	燃料及び労務。
13 基盤整備促進事業	土地改良施設において突発事故被害が発生し、機能が低下又は喪失した場合に次に掲げるもの。 <ol style="list-style-type: none"> 1 現地仮復旧 2 機能回復を行う復旧工事 3 緊急応急工事 	団体営	事業費の9 (国県補助金を差し引いた額)	()内は、排水路で集水面積の内、住宅地面積の比が10%以上又は、農地以外の面積が50%以上のもの。
14 耕作放棄地再生利用緊急対策事業	附表1のとおり			
15 農業基盤整備促進事業	附表2のとおり			
16 農業用施設災害復旧事業	農地農業用施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく事業。	単 市	事業費の額	排水路で集水面積の内、住宅地面積の比が10%以上のもの、又は山林等農地以外の面積の比が50%以上のもの。
			事業費の額	農道で幅員4m(中山間地区は3m)以上。
			事業費の95	農道で幅員4m(中山間地区は3m)未満で公共用地及び土地改良区所有地。
			事業費の82.5	一般地区 上記以外の施設。
			事業費の92.5	中山間地区 上記以外の施設。
17 農地災害復旧事業	農業用施設災害復旧事業に準ずる。	単 市	事業費の75	一般地区
			事業費の85	中山間地区

- 注1. この要綱における「一般地区」とは、挙母、高橋、上郷、高岡、猿投、保見の各地区、「中山間地区」とは、石野、松平、藤岡、小原、足助、下山、旭、稻武の各地区をいう。
- 注2. 「排水路」は、用排兼用排水路を含む。
- 注3. 豊田市に所在する土地改良区が実施する、かんがい排水事業、農道整備事業、農村総合整備事業、緊急農地防災事業、農業用施設災害復旧事業、農地災害復旧事業は、事務費として工事請負費の3.5%を、工事費補助に付加して補助する。

別表2 事業計画内容の変更で予め承認を必要とする場合

<p>(1) 補助金等交付決定額に影響(事業費の2割を超える)のある対象事業費の増減</p> <p>(2) 施工箇所又は大幅な工事内容の変更</p>
--

附表 1

耕作放棄地再生利用緊急対策事業補助率一覧表

(単位 %))

豊田市 (対象事業名)	採択基準	区分	補助率	備考
かんがい排水事業	かんがい排水事業に準ずるもの。	団体営	一般地区 事業費の25% (国及び県の補助金を差し引いた額) 中山間地区 事業費の35 [事業費の25] (国及び県の補助金を差し引いた額)	()内は、排水路で集水面積の内、住宅地面積の比が10%以上又は、農地以外の面積が50%以上のもの。 修繕は緊急修繕工事も含む。 []内は、山村振興営農環境整備事業
農道整備事業	農道整備事業に準ずるもの	団体営	一般地区 補助金を差し引いた額 中山間地区 補助金を差し引いた額	一般地区で幅員4m未満、中山間地区で幅員3m未満の農道で、公共用地及び土地改良区所有地の場合は10%、前記以外の用地の場合は20%の地元負担とする。 ただし、山村振興営農環境整備に係るものは、幅員3m未満の農道で、公共用地及び土地改良区所有地の場合は1/15、前記以外の用地の場合は2/15の地元負担とする。 舗装復旧は幅員に係らずに地元負担無しとする。

※豊田市に所在する土地改良区が実施する耕作放棄地再生利用緊急対策事業には、事務費として工事請負費の 3.5%を、工事費補助に付加して補助する。

附表 2

農業基盤整備促進事業補助率一覧表

(単位 %))

豊田市 (対象事業名)	採択基準	区分	補助率	備考
かんがい排水事業	かんがい排水事業に準ずるもの。	団体営	<p>一般地区 事業費の25% (国及び県の補助金を差し引いた額)</p> <p>中山間地区 事業費の35 [事業費の25] (国及び県の補助金を差し引いた額)</p>	<p>()内は、排水路で集水面積の内、住宅地面積の比が10%以上又は、農地以外の面積が50%以上のもの。 修繕は緊急修繕工事も含む。 []内は、山村振興営農環境整備事業</p>
農道整備事業	農道整備事業に準ずるもの	団体営	<p>一般地区 補助金を差し引いた額</p> <p>中山間地区 補助金を差し引いた額</p>	<p>一般地区で幅員4m未満、中山間地区で幅員3m未満の農道で、公共用地及び土地改良区所有地の場合は10%、前記以外の用地の場合は20%の地元負担とする。 ただし、山村振興営農環境整備に係るものは、幅員3m未満の農道で、公共用地及び土地改良区所有地の場合は1/15、前記以外の用地の場合は2/15の地元負担とする。 舗装復旧は幅員に関係なく地元負担無しとする。</p>

※豊田市に所在する土地改良区が実施する農業基盤整備促進事業には、事務費として工事請負費の 3.5%を、工事費補助に付加して補助する。